

## 第1章:総則

### 第1条(約款の適用)

1. 株式会社穴吹ハウジングサービス(以下「当社」という)は、当社が提供するあなぶきのカーシェアC ARNA(以下「本サービス」という)に関し、当社との間で会員契約を締結した会員(以下「会員」という)に対し、会員契約の諸条件について当社が定めるあなぶきのカーシェアC ARNA会員規約(以下「会員規約」という)、本約款及び細則の定めるところにより、本サービス専用車両(以下「カーシェア車両」という)を貸渡すものとし、会員はこれを借受けるものとします。なお、会員規約、本約款及び細則のいずれにも定めのない事項については、法令及び一般の慣習によるものとします。

2. 当社は会員規約、本約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で、特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

### 第2条(携帯電話番号の通知等)

1. 会員は、カーシェア車両の借受期間中に当社がカーシェア車両の利用者に連絡等する場合に備えて、当社の求めに応じて、会員規約に従いカーシェア車両を使用する者として会員が当社に届け出た登録運転者(以下「登録運転者」という)の携帯電話番号等を当社に通知するものとします。

2. 会員は、カーシェア車両の利用状況等を含めたデータを、当社がこのカーシェアリング事業の事業性の評価を行うために利用することを同意するものとします。当社は、会員又は登録運転者の同意があった場合、及び法令に基づく場合を除き、個人情報を開示、提供することはありません。

### 第2章:予約

#### 第3条(予約の申込)

1. 会員及び登録運転者は、カーシェア車両を借受けるにあたって、当社所定の最新の料金表等に同意の上、当社所定の方法によりあらかじめ車種、借受開始日時、借受場所、借受終了日時、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。

2. カーシェア車両の借受開始日時及び終了日時は、カーシェア車両の保管場所(以下「ステーション」という)の営業日、営業時間内とします。

3. 当社は、会員又は登録運転者から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するカーシェア車両の利用が可能な範囲内のみ予約に応じるものとし、当社が予約に応じる場合にはその旨会員に通知するものとします。当社が予約に応じる旨の通知を会員に発した時点で、当社は貸主としての利用終了するカーシェア車両の貸渡に関する契約(以下「貸渡契約」という)の予約が成立するものとします。

4. 会員及び登録運転者は、カーシェア車両が他の会員等によっても利用されることから、利用希望の重複があり得ることを認識し、既にカーシェア車両が他の会員に予約される等、会員の希望に従ってカーシェア車両を使用することができない場合でも、当社に対しその損害の賠償を請求できないものとします。

#### 第4条(予約の変更)

1. 会員又は登録運転者は、前条に従い成立した予約内容(借受条件を含む)を変更しようとするときは、その旨を当社所定の期間内に、所定の方法により、当社の承諾があった場合限り、予約内容が変更されるものとします。

2. 前項の変更に関し、当社所定の期間を過ぎている場合には、当該の借受開始日時の変更はできないものとし、会員はこれを承認します。

3. 但し、当社は、借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第5条(予約の取消等)

1. 会員又は登録運転者及び当社は、当社所定の期間内に、所定の方法により、予約を取り消すことができるものとします。

2. 前項の予約取消に関し、当社所定の期間を過ぎている場合には、会員は別に定めるところによりキャンセル料を当社に支払うものとします。

3. 当社に対して、当社所定の期間内に連絡がない場合には、会員又は登録運転者が予約した借受開始日時カーシェア車両を利用しなかった場合といえども、事情の如何を問わず、当社は予約された借受条件に従いカーシェア車両が利用されたものと扱い、会員に対しこれに基づいた利用料金の請求を行うことができるものと、会員はこれを承認します。

4. 当社が当社の都合で予約を取り消した場合には、当社は会員に対しキャンセル料を請求しないものとします。

5. 会員又は登録運転者は、予約が取消されたこと、及び貸渡契約が撤回されたことについて、何らの請求をしないものとします。

#### 第6条(カーシェア車両利用不能による予約の取消)

会員又は登録運転者は、カーシェア車両が、借受ける前のカーシェア車両の瑕疵により利用不能となった場合には、予約を取り消すことができるものとします。この場合には、会員は、キャンセル料の支払義務を負わないものとします。

### 第3章:貸渡

#### 第7条(貸渡条件)

会員は自己及び登録運転者について、当該カーシェア車両の借受に際して以下の事項を、当社に保証するものとします。

(1) カーシェア車両の運転に必要な資格の運転免許を有していること、及び運転免許証について会員規約に従い変更、更新等の通知がなされること。

(2) 予約に際して定めた運転者(会員及び登録運転者)以外の者に運転させないこと。

(3) 当該カーシェア車両の利用時に酒気を帯びていないこと。

(4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。

(5) 当該カーシェア車両の利用時に6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと。

(6) 交通法規を遵守してカーシェア車両を運転すること。

(7) 当該カーシェア車両の使用にあたる登録運転者が、本約款又は会員規約にて禁止する行為を行ったことがなく、他のレンタカー事業者からの車両借受に関しても、違反等の行為を行ったことがないこと。

(8) 過去の借受に関し、入会金、固定料金、利用料金、その他債務等の未払いがないこと。

#### 第8条(貸渡契約の成立)

カーシェア車両の貸渡契約は、第3条の予約に基づき、カーシェア車両を利用する都度、ステーションにおいて、当社所定の方法により、利用開始手続きを行うことにより成立するものとします。

#### 第9条(貸渡拒絶)

1. 当社は、会員又は登録運転者が以下の事項に該当することが判明した場合には、貸渡契約の締結(予約の承諾を含む)を拒絶し、又は成立した予約を取り消すことができるものとします。

(1) 第7条各号に違反すると当社において認める場合

(2) 会員契約が終了した場合

(3) その他、当社が不適当と認めた場合

2. 前項に問わず、以下の事項に該当する場合にも、当社は貸渡契約の締結(予約の承諾を含む)を拒絶し、又は成立した予約を取り消すことができるものとします。

(1) 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他当社の責に帰すことのできない事由により、事前に予約されたカーシェア車両を貸渡すことができない場合

(2) 固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害により、カーシェア車両を貸渡すことができない場合

(3) システム不具合、その他の運営上の都合によりカーシェア車両を貸渡すことができない場合

#### 第10条(利用料金)

貸渡契約が成立した場合、会員は当社に対して次項に定める利用料金を支払うものとします。

1. 利用料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1) 時間料金

(2) バック料金

(3) 距離料金

3. 当社が受領する利用料金は、カーシェア車両貸渡時において、地方運輸局運輸支局長及び沖繩総合事務局陸運事務所長に届出て実施している料金表によるものとします。

4. 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。

#### 第11条(貸渡料金改定に伴う処置)

1. 当社は、本サービス利用料を改定する場合、改定日の14日以上前に、第4条に定める当社ホームページに掲載する等により、会員に告知するものとします。

2. 会員が第3条による予約をした後に、当社が本サービス利用料を改定したときは、カーシェア車両貸渡時において適用される料金表に従うものとします。

#### 第12条(借受条件の変更)

会員又は登録運転者は、利用開始後に予約時の借受条件を変更しようとするときは、当該の借受期間内に、所定の方法により、当社の承諾を受けなければならないものとします。但し、当社は、借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第13条(貸渡証)

会員及び登録運転者は、警察官及び地方運輸局もしくは運輸支局の職員から貸渡証提示の請求があったときは、当社に以下の項目について確認を求められるものとします。

(1) 借受人の氏名及び住住所

(2) 登録運転者の氏名、住所、運転免許証の種類及び運転免許証の番号

(3) 貸渡自動車の登録番号又は車両番号

(4) 貸渡日程及び時間

(5) 貸渡場所(車両ステーション)、返還場所(車両ステーション)

また、会員は、当社が警察官又は地方運輸局もしくは運輸支局の職員から貸渡証提示の請求があったときに会員及び登録運転者の個人情報を提供することがあり得ることを承諾します。なお、会員は、当該個人情報提供についての登録運転者の同意を、自己の費用と責任により予め取り付けるものとし、万一これに関連して登録運転者と当社との間に紛争が生じたときは会員が自己の費用と責任によりこれを解決するものとします。

#### 第4章:カーシェア車両の利用

#### 第14条(管理責任)

1. 会員又は登録運転者は、カーシェア車両の借受期間中、善良なる管理者の注意義務をもってカーシェア車両を利用し、保管するものとします。

2. 会員又は登録運転者は、前項の注意義務を怠り、カーシェア車両を滅失、毀損した場合、ただちに当社に報告しなければなりません。

3. 会員は、会員又は登録運転者が前項に従った連絡を行わなかった場合において、当該カーシェア車両の利用終了後に傷・凹み・汚損等が見つかったときは、利用の手引き及びホームページ等に定める違約金を支払うものとします。

4. 登録運転者は、ステーションがコインパーキングの一部である場合、コインパーキング利用者による誤駐車防止として重しを入庫庫時にステーション区画前方に設置しなければならないものとします。

#### 第15条(点検整備等)

1. 当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検を、必要な整備を実施したカーシェア車両を貸渡すものとします。

2. 会員又は登録運転者は、カーシェア車両を借受ける都度、カーシェア車両が予約時の借受条件に適合する車両であること、定期点検整備がなされていること並びに当該カーシェア車両に傷・凹み・汚損等がないことを確認し、万一何らかの問題がある場合には直ちに当社に連絡するものとします。

3. 会員又は登録運転者が前項に従った連絡を行わなかった場合において、当該カーシェア車両の利用終了後に傷・凹み・汚損等が見つかったときは、当該借受開始後に生じたものとみなすものとし、会員又は登録運転者はこれに異議を述べないものとします。

4. 法令で定められた装備品(チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転標識、高齢者運転標識など)は、会員又は登録運転者がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 前項に拘らず、当社は、チャイルドシート、ジュニアシート等の装備品をシェアカーに備え置き、会員又は登録運転者の用に供することができるものとします。また、当該装備品を使用する場合には、自己の責任により瑕疵の有無等について点検の上自己の責任によりこれを使用するものとし、当社は、当該装備品の一切の瑕疵について責を負わないものとします。

#### 第16条(日常点検整備)

会員又は登録運転者は、借受けたカーシェア車両について、都度利用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検整備を実施しなければならないものとします。

#### 第17条(禁止行為)

会員又は登録運転者は、カーシェア車両の借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、カーシェア車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に利用すること。

(2) カーシェア車両を車両としての利用目的以外に利用すること。

(3) カーシェア車両を転貸し、登録運転者以外の第三者に利用させ、又は他に担保の用に供する等の行為をすること。

(4) カーシェア車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造、あるいはカーシェア車両を改造もしくは改装をすること、その原状を変更すること。

(5) 当社の承認を受けることなく、カーシェア車両を各種テストもしくは競技に利用し、又は他車の牽引もしくは後押しに利用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してカーシェア車両を利用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなく、カーシェア車両について損害保険に加入すること。

(8) カーシェア車両を日本国外に持ち出すこと。

(9) カーシェア車両内での喫煙、ペットの同乗、火気の取扱いなど、利用の手引き記載事項に違反する行為をすること。

(10) その他予約時の借受条件に違反する行為をすること。

#### 第18条(運転者の労務供給の拒否)

会員及び登録運転者は、カーシェア車両の借受に付随して、当社から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む)を受けることはできないものとします。

#### 第19条(違法駐車)

1. 会員又は登録運転者が、利用中のカーシェア車両(以下「違法駐車」という)に於いて、道路交差点に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察官(以下「管轄警察官」という)に出現して、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。また、カーシェア車両の返還が借受期間を超えた場合は、会員は当該超過部分について別途利用料金を支払うものとします。

2. 当社は、警察からカーシェア車両の違法駐車を連絡を受けたときは、会員又は登録運転者に連絡し、すみやかにカーシェア車両を移動させ、カーシェア車両の借受期間満了時又は当社の指示するときに管轄警察官に出現して違反処理を行うよう指示するものとし、会員又は登録運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、カーシェア車両が警察により移動された場合には、当社の判断により自らカーシェア車両を警察から引き取る場合があります。

3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員又は登録運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、会員又は登録運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は何らの通知催告を要せず利用契約を解除し、直ちにカーシェア車両の返還を請求することができるものとし、会員又は登録運転者は、違法駐車をした事実、及び警察署等に出現し、違反として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。

4. 当社が道路交差点第51条の4第5項の放置違反金納付命を受け、放置違反金を納付した場合、あるいは会員又は登録運転者の探索及びカーシェア車両の移動、保管、引き取りに要した費用等を負担した場合には、当社は会員に対していつでも上に掲げる金額の請求を行うことができるものとし、会員は当該反則金に相当する金額を、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により、会員又は登録運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交差点第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の法的措置をとることができるものとし、会員及び登録運転者はこれに同意します。なお、会員は、当該資料提出等についての登録運転者の同意を、自己の費用と責任により取り付けるものとし、万一これに関連して登録運転者と当社との間に紛争が生

じたときは会員が自己の費用と責任によりこれを解決するものとします。

6. 当社が第4 項の放置違反金納付命令を受けた時又は当社が第4 項に定める請求を行い、会員が当社の指定する期日までにこれを支払わなかったときは、会員又は登録運転者の個人情報等の取扱い及び今後のカーシェア車両の貸渡に関する措置等について、第28条を準用するものとします。

#### 第20条(当社が駐車違反金を納付した場合の処置)

1. 会員又は登録運転者が、所定の期間内に駐車違反に係わる反則金を納付せず、又は諸費用の支払いをしない場合において、当社がこれらの放置違反又は諸費用を負担したときは、会員は当社に対しこれらの費用を賠償する責任を負い、当社の指定する支払方法、指定期日までに支払うものとし、期日までに支払われないうち、当社は法的手続きにより賠償を求めることができるものとします。

2. 前項の場合において、その後も当社の定める期間内に前項の費用の支払いがなかったときは、当社は(社)全国レンタカー協会及び他のカーシェアリング会社に対し、駐車違反関係費用未納の報告をする等の措置をとるものとします。

#### 第21条(電気自動車及び充電器の利用)

会員又は登録運転者は、電気自動車及び充電器の利用に際し、次の条項に従うものとします。

- (1) 電気自動車の利用に関するマニュアルを遵守し、利用すること。
  - (2) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、充電器又は電気自動車を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を会員が負担すること。
  - (3) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱い又は不注意により生じた事故について、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - (4) 利用開始時に充電が十分でない場合、会員の負担にて充電すること。なお、その場合の充電に要する時間も課金対象に含まれることを会員は承諾するものとします。
  - (5) 電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコンやオーディオの使用状況等により、走行可能距離は大きく変わることが承し、早めの充電を心がけよう。
- なお、当社のステーション以外での充電に要する費用は、会員の負担とします。
- (6) ご利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用を会員が負担すること。

#### 第22条(車両位置情報システム)

会員は、カーシェア車両に車両位置情報システムが搭載されており、当社所定のシステムにカーシェア車両の現在位置等が記録され、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。

- (1) 貸渡契約の終了時に、カーシェア車両が所定のステーションに返却されたことを確認する場合。
- (2) サービスの管理のため、カーシェア車両の現在位置等を、車両位置情報システムにより当社が確認する必要があると当社が判断した場合。
- (3) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
- (4) 法令又は政府機関等により開示が要求された場合。

#### 第23条(ドライブレコーダー)

会員は、カーシェア車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。

- (1) 本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。
- (2) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
- (3) 法令又は政府機関等により開示が要求された場合。

#### 第5章:返還

##### 第24条(返還責任)

1. 会員又は登録運転者は、当社所定の方法により、借受終了日時までに所定の返還場所において、当社にカーシェア車両の返還を行うものとする。

2. 前項に違反したときは、会員は当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。

3. 会員又は登録運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にカーシェア車両を返還することができない場合には、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

4. 第14条4項に違反しカーシェア車両の返還ができない場合、登録運転者は利用の手引き及びホームページ等に定める違約金を支払うものとする。

##### 第25条(返還時の確認等)

1. 会員又は登録運転者は、カーシェア車両を当社に返還するとき、通常の利用による摩耗を除き、借受けた状態で返却するものとする。カーシェア車両の損傷、備品の紛失等が会員又は登録運転者の責に帰すべき事由による場合、会員は、カーシェア車両を借受けた状態とするために要する費用を負担するものとする。

2. 会員又は登録運転者は、カーシェア車両の返却にあたって、カーシェア車両内に会員又は登録運転者、あるいは同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとする。

##### 第26条(返還時期等)

1. 会員は、会員又は登録運転者が借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する利用料金を支払うものとする。

2. 会員は、会員又は登録運転者が、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後カーシェア車両を返還した時は、前項の料金に加え、超過した時間に応じた利用料金、及び当社が別に定める超過料金を支払うものとする。

##### 第27条(カーシェア車両の返還場所等)

1. カーシェア車両の返還手続きは、カーシェア車両を借受けた車両ステーションにカーシェア車両を返却した上で、会員又は登録運転者自らが携帯電話等により施錠を行うことにより完了するものとする。

2. 会員又は登録運転者が所定の返還場所以外の場所にカーシェア車両を返還した場合は、会員は第24条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、カーシェア車両の回収に要した費用を負担するものとする。

3. 事故、盗難、故障等以外の何らかの個人的な理由によりカーシェア車両を車両ステーションに戻すことが不可能となった場合、会員又は登録運転者は速やかに当社と連絡を取り必要な処置を取るものとする。その際の費用は会員が負担するものとする。

##### 第28条(カーシェア車両が返還されなかった場合の措置)

1. 当社は、会員又は登録運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にカーシェア車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員が所在不明となる等の理由によりカーシェア車両が返還にならずに当社において認められる事情が存するときは、会員又は登録運転者に対し刑事告訴を行う等の法的手続きのほか、(社)全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をする等の措置をとるものとする。

2. 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、カーシェア車両の所在を確認するため、会員又は登録運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとることができるものとする。

3. 前各項によりカーシェア車両の所在が判明した場合において、カーシェア車両が所在する場所及び状況、当社と会員又は登録運転者との連絡状況その他の事情により、当該カーシェア車両が乗り捨てられる等会員又は登録運転者による管理・使用等がなされていないものと当社が認めるときは、当社は当該カーシェア車両を回収することができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとする。

4. 前各項に該当することになった場合、会員は第24条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、カーシェア車両の所在調査、回収並びに会員又は登録運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

##### 第29条(貸渡情報の登録と利用の合意)

会員は、前条第1 項に該当することとなったときは、会員又は登録運転者の氏名・住所等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとする。なお、会員は、当該登録等についての登録運転者の同意を、自己の費用と責任により取り付けるものとし、万一これに関連して登録運転者と当社との間に紛争が生じたときは会員が自己の費用と責任によりこれを解決するものとする。

#### 第6章:故障・事故・盗難時の措置

##### 第30条(故障発見時の措置)

会員又は登録運転者は、利用中にカーシェア車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を

中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

##### 第31条(事故発生時の措置)

1. 会員又は登録運転者は、借受期間中にカーシェア車両に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、相手方と示談又は協定をすることは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- (4) 前号の指示に基づき、カーシェア車両の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。

2. 会員は、前項のほか自らの責任において事故の処理及び解決をするものとする。

3. 当社は、会員のため当該カーシェア車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

##### 第32条(盗難等発生時の措置)

会員又は登録運転者は、借受期間中にカーシェア車両の盗難が発生したとき、及びその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

##### 第33条(使用不能による貸渡契約の終了)

1. カーシェア車両の借受期間中に事故、故障、盗難、天災地震その他カーシェア車両の円滑な利用に支障、もしくはその恐れ、あるいはカーシェア車両について修理を要する事由が生じた場合には、会員又は登録運転者は、直ちに当該事由の発生を当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

2. 前項の連絡を受け、当社が会員又は登録運転者によるカーシェア車両の継続利用が不可能あるいは不適切であると判断し、カーシェア車両の利用の中止を指示した場合、貸渡契約は当社の承諾した時点をもって、終了するものとする。

3. 会員及び登録運転者は、当社の指示により、カーシェア車両が利用できなくなったことにより損害が生じた場合であっても、当社に対し、いかなる請求もできないものとする。

##### 第34条(事故等の場合における精算)

1. 前条に定める事由が生じ、貸渡契約が途中で終了した場合においては、会員は、貸渡開始時点から貸渡契約終了時点までのカーシェア車両利用に関する利用料金を、当社に定めるところに従い、当社に支払うものとする。

2. 前条に定める事由の発生が会員又は登録運転者の責に帰すべき事由によって生じた場合には、会員は、当社に対し、前項に定める利用料金のほか、車両の修理等に要する費用その他当社に生じた損害を賠償するものとする。

3. 前項の損害のうち、当社が付保する保険による補填については、第36条の定めるところのものとする。

#### 第7章:賠償及び補償

##### 第35条(賠償及び営業補償)

1. 会員又は登録運転者がカーシェア車両を利用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、会員はその損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員又は登録運転者の責に帰すべき事由による故障、カーシェア車両の汚損・臭気等により、当社がそのカーシェア車両を利用できないことによる損害については、利用の手引き及びホームページ等に定める営業補償(ノンオペレーションチャージ)によるものとし、会員は直ちにこれを支払うものとする。

3. 貸渡契約の履行に際し当社の責に帰すべき事由により会員もしくは運転登録者に損害が生じた場合には、当社は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとする。

##### 第36条(保険その他の制度による補償制度)

1. 会員又は登録運転者がカーシェア車両の運行に関して賠償責任を負うときは、当社がカーシェア車両について締結した損害保険契約等により、次の限度内の保険金又は補償金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金又は補償金は給付されません。

- (1) 対人補償:1 名限度額 無制限(自賠責保険を含む)
  - (2) 対物補償:1 事故限度額 無制限(免責額 0 万円)
  - (3) 人身傷害補償:運転者1名 限度額 5,000 円
  - (4) 車両補償:1 事故限度額 時価額(免責額 0 万円)
2. 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。
3. 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4. 当社が前項に定める会員の負担すべき損害金を支払った時は、会員は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。

##### 第37条(免責)

1. 当社は、会員の責に帰すべき事由によらぬ天災・事故・盗難・その他の不可抗力の事由により、会員が借受期間内にカーシェア車両を返還することができなかった場合は、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとする。この場合、会員は、直ちに当社に連絡し、その指示に従うものとする。

2. 会員は、第9条第2項に定める事由、その他の不可抗力の事由により、当社がカーシェア車両を貸渡することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとする。この場合、直ちに会員に連絡するものとする。

#### 第8章:解除

##### 第38条(契約の解除)

1. 当社は、会員又は登録運転者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにカーシェア車両の返還を請求することができるものとする。この場合、当社は利用料金を全額受領するものとする。

- (1) 本約款に違反したとき、又は会員規約その他の当社との契約について違反したとき。
  - (2) カーシェア車両の利用中において、交通事故を起こしたとき。
  - (3) その他、カーシェア車両の利用の継続が不適当であると当社が認めたとき。
2. 前項の場合、当社は、何らの催告を要せず直ちに会員又は登録運転者の登録を取消することができるものとする。また、当該会員は、当社に生じた損害を賠償するものとする。

##### 第39条(同意解除)

会員又は登録運転者は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、貸渡から返還までの期間に相当する利用料金を全額受領するものとする。

#### 第9章:雑則

##### 第40条(相殺)

当社は、本約款及び細則に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といても相殺することができるものとする。

##### 第41条(消費税)

会員は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとする。

##### 第42条(遅延損害金)

1. 会員は、利用料金その他の債務について支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとする。

2. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

##### 第43条(準拠法等)

本約款の準拠法は日本法とします。本約款と英文訳の用語又は文章につき齟齬がある場合、本約款

を正式のものとし、これを優先適用します。

**第 44 条(約款及び細則)**

1. 当社は、本約款の細則を別に定める事ができるものとし、その細則は本約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、予告なく本約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。

3. 当社は、本約款の変更又は細則の制定・変更を行った場合には、当社の発行する利用の手引き、料金表及びホームページ等にこれを記載するものとします。

**第 45 条(管轄裁判所)**

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第 46 条(登録運転者の義務)**

本約款中、登録運転者が遵守すべきものとして定められている義務については、会員が、会員の責任により、登録運転者をして当該義務を遵守せしめるものとします。

本約款は 2021 年 4 月 1 日から施行します。